

## 凡例

- 1 「法」…道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 2 「令」…道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」…道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 4 「規則」…大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）
- 5 「教習の標準」…受験資格特例教習の標準について（通達）（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第15号）

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する受験資格特例教習を行う課程（以下「特例教習」という。）の指定の基準は、次によること。

## 1 指定の申請

指定を受けようとする自動車教習所の設置者又は管理者は、指定申請書（規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出していること（規則第2条第2項）。

## 2 管理者

令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれていること。

## 3 指導員

次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならない。

- ア 普通自動車免許を現に受けている者であること。  
 ただし、別表（1）技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許（以下「普通対応第二種免許」という。）を現に受けている者であること。
- イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- ウ 別表（1）技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表（2）学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員であること。

## 4 コース

次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有するものであること。

- ア 敷地の面積が8,000平方メートル以上のものであること。
- イ 種類、形状及び構造が府令別表第3に適合するコースを使用して行われること。
- ウ 経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合するものであること。
- エ 鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。
- オ 縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。
- カ 年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならない。

## 5 教習車両等

次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な車両等を備えていること。

- ア 応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならない。
- イ 普通自動車は、標準試験車と同等以上の普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）でなければならない。
- ウ 別表（1）技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならない。
- エ 身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができる。  
その場合は、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けること。

## 6 施設等

学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていなければならない。

## 7 教習方法

### (1) 教習計画の作成

特例教習は、あらかじめ教習計画を作成して行わなければならない。

いずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成すれば足りる。

### (2) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で、普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているもの。

### (3) 教習期間

規則に教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させることが望ましい。

本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないこと。

### (4) 運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行うこと。

- ア 年齢課程
- イ 経験課程
- ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

## 8 修了証明書

### (1) 交付

ア 受験資格特例教習を修了した者に対し、別記様式第3号の修了証明書を発行すること。

イ 本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行すること。

ウ 年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

- (2) 修了証明書の有効期限  
本教習の修了証明書の有効期限は設けないこと。
- (3) 修了証明書の再発行  
教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教習所（以下「届出教」という。）に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、届出教において修了証明書を再発行すること。

## 9 帳簿及び報告

### (1) 帳簿

- ア 届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存すること。
- イ 当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

### (2) 報告

- 届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

## 10 教習実施上の留意事項

### (1) 教習の順序

#### ア 運転適性検査

- 本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」）を行わせ、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

#### イ 第1段階

- (ア) 最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行うこと。
- (イ) それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させ、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者のみ第2段階の教習を行うこと。

#### ウ 第2段階

- (ア) 技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うこと。
- (イ) 技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行うこと。
- (ウ) その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者のみ教習を修了すること。

### (2) 教習生の人数

ア 技能教習

(ア) 単独教習により行うこと。

(イ) 第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、複数教習により行うことができる。

(ウ) 技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施すること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(3) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 1日で受けることができる時限数の制限

1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。

また、指定教習所における他の教習については、第一段階2時限、第二段階3時限とする。

(4) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

(ア) 教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

(イ) 普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

(ア) 教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

(イ) 年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

## 別表

## (1) 技能教習 合計31時限

## 第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢 課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等		コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退	8	コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通

A-j-4別紙(6)

経 験 課 程	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。</li> <li>・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点の直進方法</li> <li>・交差点の左折方法</li> <li>・交差点の右折方法</li> <li>・見通しの悪い交差点の通行</li> <li>・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方</li> </ul>	1	コース	普通
	10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時停止の仕方</li> <li>・安全確認と通過の仕方</li> <li>・踏切内で故障した場合等の措置</li> </ul>		コース	普通
	11 転回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転回場所、転回方法の選び方</li> <li>・転回場所の交通状況の捉え方</li> <li>・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断</li> <li>・転回における走行位置と速度の選び方</li> <li>・転回の方法</li> <li>・方向変換</li> </ul>		コース	二種
	12 教習効果の確認(みきわめ)	第1段階の教習効果の確認(第1段階の項目1及び2を除く。)			1	コース

第2段階(20時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。</li> <li>・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の流れへの入り方</li> <li>・交通の流れに合わせた速度の選び方</li> <li>・速度に合わせた車間距離のとり方</li> <li>・適切な通行位置</li> </ul>	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の回避に伴う進路変更の仕方</li> <li>・右左折に伴う進路変更の仕方</li> </ul>		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号の読みとりと対応の仕方</li> <li>・標識・標示等の読みとりと対応の仕方</li> </ul>		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。</li> <li>・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点の直進方法</li> <li>・交差点の左折方法</li> <li>・交差点の右折方法</li> <li>・見通しの悪い交差点の通行</li> </ul>		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者等の動きの読みとり方</li> <li>・歩行者等の側方通過の仕方</li> <li>・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方</li> <li>・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方</li> <li>・身体の不自由な者等への気配り</li> <li>・その他歩行者等に対する気配り</li> </ul>		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂道での運転</li> <li>・カーブでの運転</li> <li>・対向車との行き違いの仕方</li> <li>・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方</li> <li>・段差のある道路での運転</li> </ul>		道路	普通

A-j-4別紙(7)

経 験 課 程			<ul style="list-style-type: none"> <li>・踏切での運転</li> <li>・追い越し方、追い越され方</li> <li>・渋滞時の運転</li> </ul>			
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐・停車場所の選び方</li> <li>・駐・停車の仕方</li> </ul>		道路	普通
	8 生活道路の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路における適切な速度の調整ができる。</li> <li>・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターラインのない生活道路における走行</li> <li>・交通量の多い生活道路における走行</li> </ul>		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的地までの経路の設定</li> <li>・経路に応じた通行位置と進路</li> <li>・法規に従った走行</li> <li>・交通の流れに合わせた走行</li> <li>・他の交通に対する気配り</li> <li>・危険を予測した運転</li> </ul>		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転回場所・転回方法の選び方</li> <li>・転回場所の交通状況の捉え方</li> <li>・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断</li> <li>・転回における走行位置と速度の選び方</li> <li>・転回の方法</li> <li>・方向変換</li> </ul>		道路	二種	
年 齢 課 程	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険要因の捉え方</li> <li>・起こりうる危険の予測</li> <li>・危険の少ない運転行動の選び方</li> </ul>	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響</li> <li>・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方</li> <li>・先急ぎの運転の特徴を理解した運転</li> </ul>	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険要因の捉え方</li> <li>・起こりうる危険の予測</li> <li>・危険の少ない運転行動の選び方</li> <li>・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転</li> <li>・夜間の運転</li> </ul>	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教習生の運転姿勢を映像として記録する。</li> <li>・教習生の運転について映像を記録する。</li> </ul>	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の運転を振り返る。</li> <li>・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。</li> <li>・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。</li> </ul>	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

## (2) 学科教習 合計5時限

## 第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年齢 課程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

## 第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
  - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
  - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
  - ・「普通」とは、普通免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
  - ・「二種」とは、普通第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。



別記

様式第1号(第2条関係)

教習課程の指定申請書 年 月 日 愛知県公安委員会 殿 申請者 住 所 氏 名				
指定を受けようとする教習の課程に係る届出自動車教習所の名称及び所在地				
指定を受けようとする教習の課程	道路交通法施行令 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                     第32条の7第2号                      第32条の8第2号                      第34条第2項                      第34条第4項                      第34条第5項                      第34条第7項                      第34条第8項                      第34条第10項                 </td> <td style="font-size: 2em;">}</td> </tr> </table> に規定する教習の課程	{	第32条の7第2号 第32条の8第2号 第34条第2項 第34条第4項 第34条第5項 第34条第7項 第34条第8項 第34条第10項	}
{	第32条の7第2号 第32条の8第2号 第34条第2項 第34条第4項 第34条第5項 第34条第7項 第34条第8項 第34条第10項	}		
添 付 書 類				

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号(第3条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

道路交通法施行令

第32条の7第2号  
第32条の8第2号  
第34条第2項  
第34条第4項  
第34条第5項  
第34条第7項  
第34条第8項  
第34条第10項

の規定により上記の届出自動車

教習所が行う教習の課程を指定する。

年 月 日

愛知県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号(第5条関係)

第 号

修了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法施行令

第32条の7第2号  
第32条の8第2号  
第34条第2項  
第34条第4項  
第34条第5項  
第34条第7項  
第34条第8項  
第34条第10項

の規定による指定を受けた教習の課程を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所 在 地

名 称

管 理 者



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号(第9条関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

下記の理由により、 の行う道路交通法施行令

第32条の7第2号  
第32条の8第2号  
第34条第2項  
第34条第4項  
第34条第5項  
第34条第7項  
第34条第8項  
第34条第10項

指 定 番 号	
理 由	

の規定による指定を受けた教習の課程について、当該指定を取り消したので通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。